

日行連発第 999 号  
平成 29 年 12 月 22 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
許認可業務部  
部長 矢 野 浩 司

継続検査 OSS 申請業務の推進について（お願い）

平成 29 年 4 月より、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）の継続検査については、全国 47 都道府県でその運用がスタートしており、OSS 申請の対応が可能となっております。また、その他の手続についても、順次対象地域・対象手続が拡大されているところです。

今般、国交省より、継続検査 OSS 申請の利用率向上のため、主として事業者向けの資料として、継続検査 OSS 導入のための手引きを作成中である旨の連絡がありました。当該手引きにおいては、申請代理人として行政書士の名前が掲載されるとともに、問い合わせ先として「各都道府県の行政書士会」との記載がなされる予定です。

継続検査 OSS については、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の 2 団体が行政書士法上の適用除外として規定されておりますが、未だ利用率は低迷しており、行政書士が積極的に関与することにより利用率の向上を図ることで、この分野での行政書士の存在感を示すことに繋がるものと考えます。

各単位会におかれましては、貴会会員の継続検査 OSS 申請業務への積極的な関与を推進するとともに、実務会員の紹介体制など、事業者からの相談に対応できる体制の整備等にご協力くださるようお願いいたします。

以 上